

令和6年度

教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価の結果報告書
(令和5年度実施事業)

令和6年11月
行方市教育委員会

はじめに

教育委員会制度は、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保や、地域住民の意向の反映を図るため、地方教育行政の基本的な制度として重要な役割を果たしてきました。

このような中、平成 20 年 4 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会の責任体制を明確にし、効果的な教育行政に資するとともに、住民への説明責任を果たすことを目的に、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行うことが義務付けられました。また、平成 27 年 4 月の法改正においては、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化など、教育委員会がその職責を果たすことがますます求められています。

本市教育委員会においても、教育委員会制度改革に伴い、教育長を代表とする新体制に移行し、総合教育会議などを通じて、市長と教育委員会とのより一層の連携強化を図っているところです。

また、行方市総合戦略の基本方針を受け、「行方市教育大綱」を改訂し、その具体的な施策として「学校教育プラン」、「生涯学習推進計画」、「スポーツ推進計画」の 3 つの柱を立て、教育、生涯学習、スポーツを通した人材育成など持続的に発展する行方市を目指し、各種施策を推進しています。

本報告書では、令和 5 年度に本市教育委員会が実施した施策のうち主要 20 事業について、外部評価委員である行方市教育行政評価委員会委員のご意見等をいただきながら、点検・評価を行った結果をとりまとめました。この報告書につきましては、行方市議会への報告や市民への公表を行うことにより、本市教育委員会の取組について多くの市民の皆さまに知っていただくとともに、本市の教育行政へのご理解、ご協力をいただく機会となることを期待しております。

教育委員会としましては、この点検・評価の結果及びいただいたご意見等を事業の改善に役立て、計画的かつ効果的な教育行政を推進してまいります。

令和 6 年 11 月

行方市教育委員会

目 次

I	点検及び評価制度の概要	1
II	教育委員会の活動状況	3
III	教育委員会事務局の組織及び事務分掌	12
IV	点検及び評価の結果	18
V	教育行政評価委員会委員の意見	21

I 点検及び評価制度の概要

この点検及び評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 26 条の規定に基づき実施するものです。同条では、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられています。また、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することになっています。

(1) 目的

教育委員会が、教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的としています。

(2) 対象事業

本年度の点検及び評価の対象事業は、行方市総合戦略書体系分野別に、令和 5 年度に実施した事業のうち主要な事業を選定しました。

(3) 学識経験者の知見の活用

教育委員会事務局が行った点検・評価(自己評価)の内容について、行方市教育行政評価委員会設置要項(平成 20 年行方市教育委員会告示第 3 号)第 3 条の規定に基づき委嘱した委員 3 名から意見を聴き、事業の総合評価を行いました。

○行方市教育行政評価委員会委員

菊地 かをる 氏 (委員長)

阿須間 京子 氏

大久保 祐文 氏

《参考》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

行方市教育行政評価委員会設置要項(抜粋)

(設置)

第1条 教育に関する主要施策の点検及び評価並びにこれらの進捗状況等について意見を述べるため、行方市教育行政評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 教育に関する主要施策の点検及び評価について、評価の公正性及び客観性の向上を図るための意見を述べること。

(2) 教育に関する主要施策の進捗状況等について報告を受け、意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、教育に関し学識経験を有する者3人以内とし、行方市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

Ⅱ 教育委員会の活動状況

1 行方市教育委員会名簿(令和6年4月1日現在)

職 名	氏 名	就任年月日	現任期
教育長	柏葉 伸一郎	令和6年4月1日	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
委員 (職務代理者)	滝 恵美子	平成28年12月1日	令和2年12月1日から 令和6年11月30日まで
委員	大崎 あい子	令和元年12月1日	令和5年12月1日から 令和9年11月30日まで
委員	明石 延之	令和2年4月1日	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで
委員	久米 雅文	令和3年12月1日	令和3年12月1日から 令和7年11月30日まで

2 令和5年度 教育委員会の会議状況

◇令和5年第4回定例会

日時：令和5年4月25日(火)

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

議案等番号	案件名
議案第18号	行方市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について
議案第19号	行方市特別支援教育相談員設置に関する規則の一部を改正する規則について
議案第20号	行方市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
議案第21号	行方市立幼稚園評議員設置要綱の制定について
教育委員会 事務委任規則第2条各号 以外の報告	1 区域外就学児童生徒の認定について
	2 就学援助費支給児童生徒の認定について
	3 不登校児童生徒について
	4 いじめについて
	5 教育委員会重点事業年間管理表について
	6 その他

◇令和5年第5回定例会

日時：令和5年5月25日(木)

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

議案等番号	案件名
議案第22号	行方市社会教育委員の委嘱について
議案第23号	行方市文化会館運営審議会委員の委嘱について
議案第24号	行方市社会教育施設使用料金検討委員会委員の委嘱について
議案第25号	行方市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
議案第26号	行方市教育支援委員会委員の委嘱について
議案第27号	令和5年度一般会計教育費補正予算(第3号)(市議会提出議案)に同意することについて
教育委員会 事務委任規則第2条各号以外の報告	1 就学猶予の許可について
	2 不登校児童生徒について
	3 いじめについて
	4 教育委員会重点事業年間管理表について
	5 その他

◇令和5年第6回定例会

日時：令和5年6月26日(月)

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

議案等番号	案件名
報告第5号	専決処分の承認を求めることについて (行方市教育支援委員会規則の一部を改正する規則について)
報告第6号	専決処分の承認を求めることについて (行方市教育支援委員会委員の委嘱について)
報告第7号	専決処分の承認を求めることについて (行方市教育委員会事務局職員の分限処分について)
議案第28号	行方市国際教育推進委員会委員の委嘱について
議案第29号	行方市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
議案第30号	行方市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第31号	行方市図書館協議会委員の委嘱について
教育委員会 事務委任規則第2条各号以外の報告	1 教育支援センター入室承諾について
	2 区域外就学児童生徒の認定について
	3 就学児童生徒の指定校変更について
	4 就学猶予の許可について
	5 不登校児童生徒について
	6 いじめについて
	7 教育委員会重点事業年間管理表について
	8 その他

◇令和5年第7回定例会

日時：令和5年7月25日(火)

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

議案等番号	案件名
議案第32号	行方市立学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第33号	行方市国際教育推進委員会要綱の一部を改正する告示について
議案第34号	令和6年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択について
教育委員会 事務委任規則第2条各号以外の報告	1 就学援助費支給児童生徒の認定について
	2 就学児童生徒の指定校変更について
	3 就学猶予の許可について
	4 不登校児童生徒について
	5 いじめについて
	6 教育委員会重点事業年間管理表について
	7 その他

◇令和5年第8回定例会

日時：令和5年8月25日(金)

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

議案等番号	案件名
議案第35号	令和5年度一般会計教育費補正予算(第5号)(市議会提出議案)に同意することについて
議案第36号	行方市教育行政評価委員会委員の委嘱について
教育委員会 事務委任規則第2条各号以外の報告	1 区域外就学児童生徒の認定について
	2 不登校児童生徒について
	3 いじめについて
	4 教育委員会重点事業年間管理表について
	5 その他

◇令和5年第9回定例会

日時：令和5年9月25日(月)

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

議案等番号	案件名
教育委員会 事務委任規則第2条各号以外の報告	1 就学援助費支給児童生徒の認定取消し及び種別変更について
	2 特別支援教育就学奨励費の認定について
	3 就学児童生徒の指定校変更について
	4 不登校児童生徒について
	5 いじめについて
	6 教育委員会重点事業年間管理表について
	7 その他

◇令和5年第10回定例会

日時：令和5年10月25日(水)

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

議案等番号	案件名
教育委員会 事務委任規則第2条各号以外の報告	1 区域外就学児童生徒の認定について
	2 就学児童生徒の指定校変更について
	3 不登校児童生徒について
	4 いじめについて
	5 教育委員会重点事業年間管理表について
	6 その他

◇令和5年第11回定例会

日時：令和5年11月25日(金)

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

議案等番号	案件名
議案第37号	行方市公民館条例の一部を改正する条例(市議会提出議案)に同意することについて
議案第38号	令和5年度行方市一般会計教育費補正予算(第7号)(市議会提出議案)に同意することについて
議案第39号	令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告について
教育委員会 事務委任規則第2条各号以外の報告	1 区域外就学児童生徒の認定について
	2 就学児童生徒の指定校変更について
	3 就園幼児の指定園変更について
	4 不登校児童生徒について
	5 いじめについて
	6 教育委員会重点事業年間管理表について
	7 その他

◇令和5年第12回定例会

日時：令和5年12月25日(月)

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

議案等番号	案件名
議案第40号	行方市スクールバス運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
教育委員会 事務委任規則第2条各号以外の報告	1 不登校児童生徒について
	2 いじめについて
	3 教育委員会重点事業年間管理表について
	4 その他

◇令和6年第1回定例会

日時：令和6年1月25日(木)

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

議案等番号	案件名
議案第1号	行方市GIGAスクールサポーター設置に関する規則の一部を改正する規則について
議案第2号	行方市特別支援教育支援員規程の一部を改正する訓令について
議案第3号	行方市部活動指導員配置要綱の一部を改正する告示について
議案第4号	行方市教育推進専門員設置に関する規則の制定について
議案第5号	行方市学校サポーター配置要綱の制定について
教育委員会 事務委任規則第2条各号以外の報告	1 区域外就学児童生徒の認定について
	2 就学児童生徒の指定校変更について
	3 不登校児童生徒について
	4 いじめについて
	5 教育委員会重点事業年間管理表について
	6 その他

◇令和6年第2回定例会

日時：令和6年2月26日(月)

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

議案等番号	案件名
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度行方市一般会計教育費補正予算(第10号)(市議会提出議案)に同意することについて)
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度行方市一般会計教育費予算(市議会提出議案)に同意することについて)
議案第6号	行方市特別支援教育就学奨励費交付規則の一部を改正する規則について
教育委員会 事務委任規則第2条各号以外の報告	1 特別支援教育就学奨励費の認定について
	2 区域外就学児童生徒の認定について
	3 就学児童生徒の指定校変更について
	4 不登校児童生徒について
	5 いじめについて
	6 教育委員会重点事業年間管理表について
	7 その他

◇令和6年第1回臨時会

日時：令和6年3月14日(木)

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

議案等番号	案件名
議案第7号	県費負担教職員の人事異動の内申について
議案第8号	行方市教育委員会職員の人事異動について

◇令和6年第3回定例会

日時：令和6年3月25日(月)

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔議題〕

議案等番号	案件名
議案第9号	学校医及び幼稚園医の委嘱について
議案第10号	学校薬剤師の委嘱について
議案第11号	行方市スポーツ推進委員の委嘱について
議案第12号	行方市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
議案第13号	行方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第14号	行方市立幼稚園フッ化物洗口推進事業実施要綱の制定について
議案第15号	行方市国際交流事業受入家庭報償金支給規程の制定について
教育委員会 事務委任規則第2条各号以外の報告	1 就学援助費支給児童生徒の認定について
	2 教育支援センター入室承諾について
	3 区域外就学児童生徒の認定について
	4 不登校児童生徒について
	5 いじめについて
	6 教育委員会重点事業年間管理表について
	7 その他

3 その他の活動状況

◇行方市総合教育会議

○令和5年度第1回行方市総合教育会議

日時：令和5年6月26日(月)

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔付議案件〕

番号	案件名
(1)	幼稚園、保育園等の通園費補助について
(2)	国際教育の推進について
(3)	行方市の歴史文化資料の保存活用について
(4)-1	その他 大日塚古墳埴輪について(報告)
(4)-2	行方市いじめの現状と課題について(報告)
(4)-3	行方市不登校の現状について(報告)
(4)-4	行方市立中学校制服のあり方に関する検討委員会について(報告)
(4)-5	行方市スクールロイヤーについて(報告)

○令和5年度第2回行方市総合教育会議

日時：令和5年11月27日(月)

場所：行方市役所 北浦庁舎 第2会議室

〔付議案件〕

番号	案件名
(1)	令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告(令和4年度実施事業)について
(2)	今後の教育行政の重点取組みについて ・国際教育推進事業の進捗と今後の計画について ・ICT教育の推進について
(3)	歴史文化資料の保存・公開・継承について
(4)-1	その他 行方市いじめ及び不登校の現状と課題について(報告)
(4)-2	本市児童の口腔衛生の向上について(報告)

◇学校訪問

○学力向上研修会等

◇行事等

○令和5年度入学式・入園式

令和5年4月6日(木) 小学校入学式

7日(金) 中学校入学式

10日(月) 幼稚園入園式

○令和5年度卒業式・卒園式

令和6年3月11日(月) 中学校卒業式
18日(月) 幼稚園卒園式
19日(火) 小学校卒業式

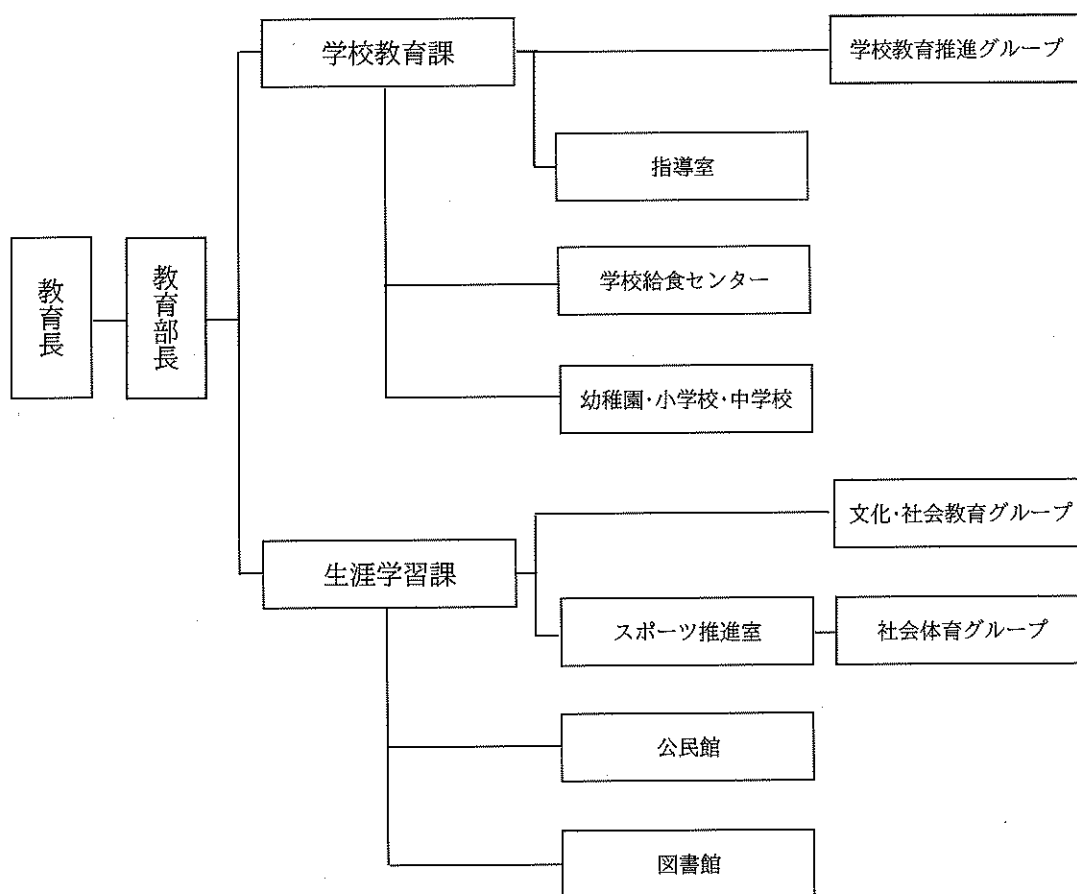
○運動会・体育祭等

令和5年5月18日(木) 小学校親善陸上記録会
6月4日(日) 中学校体育祭
9月23日(土) 麻生東小学校運動会
10月7日(土) 玉造小学校・麻生幼稚園・北浦幼稚園運動会
10月14日(土) 玉造幼稚園運動会
10月28日(土) 麻生小学校運動会
11月1日(水) 北浦小学校運動会

III 教育委員会事務局の組織及び事務分掌

1 組織図

〈令和6年4月1日現在〉



2 事務分掌

〈令和6年4月1日現在〉

課	室	グループ	分掌事務
学校教育課		学校教育推進グループ	1 事務局全体の企画・調整・行財政改革に関する こと。 2 教育委員会の会議及び教育長又は委員に関する こと。 3 条例及び教育委員会規則等の制定又は改廃に関 すること。 4 公告式に関すること。 5 請願又は陳情の処理に関すること。 6 公印の保管に関すること。 7 課内事務の統合調整及び連絡推進に関するこ と。 8 情報公開及び広報宣伝に関すること。 9 ほう賞及び表彰に関すること。 10 教育委員会所管職員(県費負担職員を除く。)の 人事, 身分, 服務研修及び福利厚生に関するこ と。 11 教育振興計画に関すること。 12 教育行政の相談に関すること。 13 教育行政評価に関すること。 14 総合教育会議に関すること。 15 人権教育に関すること。 16 学校警察連絡協議会に関すること。 17 幼小連携・小中一貫教育の推進に関すること。 18 教育(行政)の調査, 統計に関すること。 19 学校及び幼稚園の調査, 統計に関すること。 20 教育予算の総合調整に関すること。 21 課内予算に関すること。(指導室・教育支援セ ンターの予算を含む。) 22 学校及び幼稚園の予算指導に関すること。 23 学校及び幼稚園の予算執行に関すること。 24 幼稚園に関すること。 25 通学区域の設定に関すること。(区域外就学, 指定校変更) 26 児童及び生徒の就学に関すること。 27 特別支援教育に関すること。 28 学齢簿の調製, 整理及び保管に関すること。 29 学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師に関するこ と。 30 児童・生徒・教職員の保健及び安全に関するこ

		と。 31 指導主事の派遣に関すること。 32 教職員の任命，服務，分限，福利厚生その他人事に関すること。 33 教職員・任期付教職員・臨時的任用職員・県費会計年度任用職員の給与，旅費，退職手当及びマイナンバーに関すること。 34 任期付，会計年度任用職員等の任用・報酬等に関すること。 35 学校事務の共同実施に関すること。 36 教科用図書の採択その他教材の取扱いに関すること。 37 スクールバスに関すること。 38 通学路の安全確保に関すること。 39 児童及び生徒の就学支援に関すること。 40 国際教育推進に関すること。 41 ICT教育推進に関すること。 42 学校備品に関すること。 43 物品(公用車含む。)の管理に関すること。 44 窓口文書の収受に関すること。 45 教育振興補助事業に関すること。 46 教育委員会の後援名義に関すること。 47 学校管理事務に関すること。 48 その他学校教育に関すること。 49 学校及び幼稚園の設置及び廃止に関すること。 50 学校施設関係補助金に関すること。 51 学校施設の営繕及び管理に関すること。 52 学校施設台帳の整理に関すること。 53 学校施設の取得の申出及び管理に関すること。 54 学校施設に関する調査及び統計に関すること。 55 その他学校施設の整備に関すること。 56 他の課，室及びグループの所管に属さないこと。
指導室		1 学校教育の計画，経営及び児童生徒の指導に関すること。 2 学校教育内容の助言及び指導に関すること。 3 県費負担職員の人事，身分，服務研修及び福利厚生に関すること。 4 学級編制に関すること。 5 教育プランに関すること。 6 その他教育指導に関すること。 7 学習指導要領に関すること。 8 教育課程及び学習指導に関すること。

		9 教育研究に関する事。 10 特別支援教育に関する事。 11 教育相談に関する事。 12 不登校及び問題行動対策に関する事。 13 教育指導員に関する事。 14 社会科副読本に関する事。 15 教育研修センターに関する事。 16 スクールカウンセラーに関する事。 17 その他研修に関する事。 18 幼児教育の充実に関する事。 19 幼児教育に関わる関連施設との連携に関する事。 20 幼児教育と学校教育との接続に関する事。 21 就学前及び家庭教育の充実に関する事。 22 こども家庭センター及びこども発達支援センターとの連携に関する事。 23 今後の幼稚園のあり方に関する事。 24 幼稚園教職員の資質・能力向上に関する事。 25 その他幼稚園に関する事。
生涯学習課	文化・社会 教育グルー プ	1 予算の編成及び調整に関する事。 2 社会教育財産の保全管理に関する事。 3 生涯学習に関する企画及び連絡に関する事。 4 公民館・図書館事業との連携及び調整に関する事。 5 社会教育施設の設置、管理及び廃止に関する事。 6 社会教育委員及び社会教育指導員に関する事。 7 社会教育の総合計画に関する事。 8 生涯学習の推進に関する事。 9 就学前及び家庭教育の充実に関する事。 10 人権教育及び人権啓発に関する事。 11 二十歳のつどいに関する事。 12 成人教育、女性教育、高齢者教育に関する事。 13 子ども会、高校生会に関する事。 14 社会教育資料の刊行、配布に関する事。 15 社会教育の調査統計及び情報交換に関する事。 16 青少年育成に関する事。 17 社会教育関係団体の指導育成と連絡に関する事。 18 社会教育主事の資格認定に関する事。

		19 文化財保護審議会に関すること。 20 文化財の調査及び研究に関すること。 21 文化財の保護及び活用に関すること。 22 文化財資料の収集、整理及び保存に関すること。 23 文化財資料の公開に関すること。 24 文化会館運営審議会に関すること。 25 文化会館の運営に関すること。 26 文化会館の施設維持管理に関すること。 27 芸術、文化活動の振興に関すること。
スポーツ 推進室	社会体育グ ループ	1 予算の編成及び調整、決算に関すること。 2 スポーツ推進審議会に関すること。 3 特定非営利活動法人行方市スポーツ協会に関すること。 4 スポーツ少年団に関すること。 5 スポーツ推進委員及びスポーツ推進委員会に関すること。 6 総合型地域スポーツクラブに関すること。 7 地域スポーツ・文化クラブに関すること。 8 大会及び講習会、研修会、講演会その他の集会の開催に関すること。 9 スポーツの振興に関すること。 10 スポーツの競技力向上に関すること。 11 財産管理と保全に関すること。 12 社会体育施設の整備及び設備、備品に関すること。 13 社会体育施設の維持管理・運営に関すること。 14 貸出月報、使用料の徴収及び現金の出納に関すること。 15 学校体育施設の開放事業に関すること。 16 スポーツ情報、広報及び調査研究に関すること。 17 室内の庶務に関すること。 18 その他社会体育に関すること。

○給食センター

- (1) 学校給食の献立作成及び栄養指導
- (2) 学校給食用物資の購入、検収及び管理
- (3) 学校給食の調理及び運搬
- (4) 学校給食に関する経理
- (5) 施設の管理点検・整備

- (6) 職員等及び調理場内の衛生管理
- (7) その他学校給食の運営に必要な業務

○公民館

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

○図書館

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (2) 図書館資料の貸出し
- (3) 読書案内及び読書相談
- (4) 参考業務
- (5) 読書会，研究会，講演会及び資料展示会の主催及び奨励
- (6) 図書館施設の提供
- (7) 図書館事業の広報宣伝
- (8) 学校，公民館その他の機関との連絡及び協力
- (9) 市内学校図書館との提携
- (10) 図書館資料の図書館間相互貸借
- (11) 読書団体との連絡及び協力
- (12) 前各号に掲げるもののほか，図書館の目的達成のために必要な事業

IV 点検及び評価の結果

1 本年度の対象事業を行方市総合戦略の分類(下表)により記載しました。

令和6年度教育行政評価(令和5年度実施)対象事業一覧

重点プロジェクト	施策	事業名		担当課
みんなで育むプロジェクト	確かな学力・豊かな心を育む教育の推進	1	魅力ある教育推進事業	学校教育課
		2	教育相談事業	学校教育課
		3	特別支援教育支援事業	学校教育課
	多文化共生社会の実現に向けた学習と地域活動の推進	4	国際教育推進事業	学校教育課
	ICT教育の推進	5	ICT教育推進事業	学校教育課
	地域社会全体で子どもたちの生きる力を育む	6	二十歳のつどい事業	生涯学習課
	生涯を通じた自立的な学びを支える環境整備	7	生涯学習事業	生涯学習課
		8	文化財保護費	生涯学習課
		9	団体補助事業(文化協会等)	生涯学習課
		10	公民館運営事業	生涯学習課
		11	図書館運営費	生涯学習課
		12	団体補助事業(スポーツ協会)	生涯学習課
		13	団体補助事業(スポーツ少年団)	生涯学習課
健康で文化的なまちプロジェクト	健康づくりと連携した地域でのスポーツ活動の充実	14	社会体育振興事業	生涯学習課
住みやすい地域プロジェクト	持続可能な公共施設・インフラの整備	15	学校施設管理費(小学校)	学校教育課
		16	学校施設管理費(中学校)	学校教育課
		17	幼稚園施設管理費	学校教育課
		18	給食センター運営事業	学校教育課
		19	文化会館維持管理事業	生涯学習課
		20	体育施設管理事業	生涯学習課

※ 2つ以上のプロジェクトに関連する事業については、教育行政評価の観点から上記いずれかの分類に区分させていただきました。

2 事務事業評価シートにより、対象事業ごとに「実施の経緯・実績」「問題点」「対応策」「今後の進め方」について担当課が記載しました。

3 学識経験者に、「必要性」「有効性」「効率性」「達成度」の4つの評価項目に基づき、今後の事業の方向性を定量的指標とともに「拡大」「継続」「改善」「縮小」「完了・休廃止」の5段階の評価区分で点検・評価を行っていただきました。学識経験者からいただいた意見については、「教育行政評価委員会の意見」にまとめて記載しました。

評価区分	内 容	委員からの総合評価(%) (必要性・有効性・効率性・達成度)
拡 大	規模の拡大が適当な事業	85%以上
継 続	継続実施が適当な事業	75%程度
改 善	手法等の改善を要する事業	50%程度
縮 小	規模の縮小が適当な事業	25%程度
完了・休廃止	事業の休止が適当な事業	15%以下

4 事業別評価結果

事業名		評価結果				
		拡 大	継 続	改 善	縮 小	完了・休 廃止
1	魅力ある教育推進事業		●			
2	教育相談事業		●			
3	特別支援教育支援事業		●			
4	国際教育推進事業		●			
5	I C T教育推進事業		●			
6	二十歳のつどい事業		●			
7	生涯学習事業		●			
8	文化財保護費		●			
9	団体補助事業(文化協会等)			●		
10	公民館運営事業		●			
11	図書館運営費		●			
12	団体補助事業(スポーツ協会)		●			
13	団体補助事業(スポーツ少年団)		●			
14	社会体育振興事業		●			
15	学校施設管理費(小学校)		●			
16	学校施設管理費(中学校)		●			
17	幼稚園施設管理費		●			
18	給食センター運営事業		●			
19	文化会館維持管理事業		●			
20	体育施設管理事業		●			

V 教育行政評価委員会委員の意見

令和6年度事務事業評価シート 目次 (令和5年度事後評価)

1	魅力ある教育推進事業	P.22
2	教育相談事業	P.23
3	特別支援教育支援事業	P.24
4	国際教育推進事業	P.25
5	I C T教育推進事業	P.26
6	二十歳のつどい事業	P.27
7	生涯学習事業	P.28
8	文化財保護費	P.29
9	団体補助事業(文化協会等)	P.30
10	公民館運営事業	P.31
11	図書館運営費	P.32
12	団体補助事業(スポーツ協会)	P.33
13	団体補助事業(スポーツ少年団)	P.34
14	社会体育振興事業	P.35
15	学校施設管理費(小学校)	P.36
16	学校施設管理費(中学校)	P.37
17	幼稚園施設管理費	P.38
18	給食センター運営事業	P.39
19	文化会館維持管理事業	P.40
20	体育施設管理事業	P.41
	評価及び意見のまとめ	P.42

No.	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
1	学校教育課	魅力ある教育 推進事業	925	986	行方市学校教育プラン（第4期）は3つのプラン方針に基づいて、「学力向上、豊かな心の育成、いじめ、長欠・不登校対策、特別支援教育の充実、幼児教育の充実、基本的な生活習慣の定着、健康安全教育的充実」の6つの重点施策が設置されている。行方市学校教育プランの実現を目標として、各校のグランドデザインに掲載されている、学校教育目標、組織目標と連鎖・連動させながら魅力ある学校づくりを推進していくことを目的とする。 「魅力ある教育推進事業」における「学力向上」「豊かな心」「いじめ、長欠・不登校対策」「特別支援教育」「幼児教育」「基本的な生活習慣の定着」の6つの重点施策への取組では、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事等への研修会をとおした指導助言、大学教授、文部科学省調査官、特別支援教育の専門家等、多様な講師を招聘した研修会の開催、行方市授業研究会の実施等は、参加者にとって学びある研修会となり、参加者一人一人の資質能力の向上、人材育成につながるとともに、各学校の魅力ある教育活動の質の向上につながった。	誰一人取り残さない、個別最適な学び、協働的な学びを推進・充実させること、人材確保・人材育成を一体的に実施し、資質能力の向上、組織の活性化を図ること、教職員の研修の質的向上を図ること、教職員の働きやすさ、働きがい創出することなどが求められている。 今後は、人的・物的な支援要請を県へ働きかけていくこと、働き方推進委員会の推進・充実を図り、働きやすさ、働きがい創出すること、教職員の資質能力の向上を図るための、目的性、必要性ある研修を実施していく。	【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉 ☐拡大(85%以上) ☒継続(75%) ☐改善(50%) ☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下) 本事業は、行方市学校教育プラン(第4期)の6つの重点施策への取組を通して、魅力ある学校づくりを推進するものである。その中でも特に、「学力向上」「いじめ、長欠・不登校対策」「特別支援教育」「幼児教育」は、現在、学校が抱える大きな課題である。この状況を踏まえ、「評価からの授業改善」「幼児児童生徒理解に基づく学級経営研修会」「特別支援教育指導力向上研修会」など、多様な講師や専門家を招聘して実施したことは、意義深いことと思える。学校教育プラン評価シート(児童生徒項目)では、「授業がよく分かる小94.8%、中91.2%」「今の自分が好きである小85.3%、中79.1%」と概ね良好な結果が得られている。 一方、「教師が本来行うべき教育に関する業務に集中できている」と感じている教職員の割合が、小学校で72.2%、中学校で75.8%となっており、業務過重と感じている教職員が少なくないことが懸念される。 今後は、これらの事業が誰一人取り残さない、個別最適な学び、協働的な学びの推進・充実になっているかどうか、常に評価検証を実施してもらいたい。そして、児童生徒にとって、居場所づくりや絆づくりになる魅力的な学校づくりの実現に邁進してもらいたい。

No.	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
2	学校教育課	教育相談事業	18,279	14,756	小学校及び中学校における生徒指導・教育支援の充実を図るため、教育相談員を設置するもの。また、不登校の子ども達が安心して過ごすことができる居場所づくりのため、教育支援センターポプラを設置する。 児童生徒及び保護者からの教育相談に応じ、その他教職員からの生徒指導に関する相談にも応じる。 平日日中、「教育支援センターポプラ」に入室する不登校児童・生徒の指導にあたり、定期的に学校訪問を実施。 平成30年度に玉造公民館から旧津澄小学校の2階に場所を移動し「適応指導教室ポプラ」から「教育支援センターポプラ」に改称した。 開所日を週4日から週5日とし、不登校に限定しない様々な教育相談・支援を行っている。	教育支援センターポプラのような居場所を必要とする児童生徒は一定数おり、その子ども達への丁寧な対応を維持するためには、現在の人員数では限界がある。 未然防止及び改善のためには、子ども達のケアだけではなく、保護者への相談対応・心ケア・情報交換の機会等、今以上の対応が必要となるため、業務内容の見直し・改善が必要。また、専門家を置き、子供の多様性に応じる必要がある。 必要事務、作業の整理や見直しを実施し、ポプラに来た相談者、来室児童生徒への対応を第一に考えた事務を行う。 要請に応じて、公認心理師による家庭訪問を実施し、児童生徒・保護者の心身のケアの充実、学校生活に不安のある児童生徒の早期発見と未然防止に努める。	【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉 ☐拡大(85%以上) ☒継続(75%) ☐改善(50%) ☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下) 様々な理由で学校へ行くことができない不登校児童・生徒は、年度を問わず、一定数存在する。この児童生徒に寄り添うこと、また各学校を訪問し生徒指導担当や担任を通じて児童生徒の様子を知ることによって、不登校を未然に防ぐ活動が必要である。これらを踏まえ、小中学校での生徒指導充実や学習支援、不登校児童生徒の居場所づくりのために、「教育支援センターポプラ」を設置し、そこに教育相談員を配置している。教育支援センターでは、定期的に学校訪問を実施し、児童生徒及び保護者からの相談のほか、教職員からの生徒指導の相談にも応じている。令和5年度は、公認心理士を招き、月一回の保護者会を実施して、不登校対策の対応を拡充した。来所が難しい児童生徒に対する新たな対策として、オンライン相談・家庭訪問など、不登校を早期段階で発見・改善に繋げる取組も実施している。このような積極的な活動により、令和5年度の累計相談件数は680件と増加している。悩みを抱える子どもたちや保護者が、安心して相談できる場所があることは心強いことと思う。子どもたちが将来に向けて希望をもち、自立した社会生活を送れるように、今後も教育支援センターの活動のより一層の充実を図っていただきたい。

No	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
3	学校教育課	特別支援教育 支援事業	61,734	50,716	子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するために随時教育相談や就学相談を行い、本人・保護者に十分な情報提供を行う必要があるため、特別支援教育相談員を配置する。 インクルーシブ教育の推進や障害者差別解消法の制定により、より一層の合理的配慮が必要になっていく。 本人・保護者・市教委・学校等が連携し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに的確に配慮することで、力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を行う。	特別支援学級在籍者数の増加、支援学級に在籍していない児童の増加、必要となる児童生徒は多く、支援員のニーズは高まっているため、支援員を増員していく。支援員の待遇をさらに改善し、支援員を確保する。 健康増進課と連携し、相談員が公認心理師とともに市内保育園、認定こども園、幼稚園等へ巡回訪問し、早期からの実態把握を行い、就学先決定に役立てる。相談員による支援員の研修等を行い支援員のスキルアップを図る。 配慮の必要な児童・生徒への持続的な支援が実現されるよう、支援員の抱える課題（困り感）を共有することで、特別支援教育支援員の孤立を防ぎ、障害のある児童生徒への持続的かつ包括的な支援を実現する。	【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉 ☐拡大(85%以上) ☒継続(75%) ☐改善(50%) ☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下) 現在、発達障害や配慮を要する子どもなど、支援を必要とする幼児児童生徒は増加傾向にあり、特別支援教育の認識が重要視されている。本市では、特別支援教育支援員を派遣し、児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導及び支援を行っている。また、特別支援教育相談員を配置して、随時教育相談や就学相談を行い、本人・保護者に十分な情報提供をしている。特に、健康増進課と連携し、就学前の早期に市内保育園などの各園を巡回訪問し、実態把握に努め、就学先決定に役立てているのは素晴らしい。 今後は、配慮を要する児童生徒の増加傾向を踏まえ、支援員を増員していく工夫・対策に努めてほしい。それには、支援員の抱える課題(困り感)を共有し、支援員の孤立を防ぐ支援体制を進めてもらいたい。そして、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加を見据え、一人一人が生活や学習上の困難を改善又は克服できるように、適切な指導及び必要な支援を期待したい。

No.	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
4	学校教育課	国際教育推進事業	58,903	35,502	学習指導要領に掲げられた外国語活動及び外国語の目標（①実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能の修得及び体験、②自分の考えなどを伝え合う力及びその素地の涵養、③主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度の涵養）を踏まえ、市内の小中学校へのALT（外国語指導助手）の配置、英語を用いてコミュニケーションを図る機会の創出等を通じて、聞く力、話す力といった実践的な英語能力の育成を図る。 外国の学校との交流やALTを活用した事業を実施することにより、異文化を知り、受け入れ、国際社会で主体的に行動するために、必要と考えられる態度能力を育成する。	中学生海外派遣研修事業については、令和3年度から令和5年度までは実施が難しいことから、代替事業として中学生異文化体験研修事業を実施した。 参加者の自己負担額を全ての家庭が支払えるわけではないことから、参加できる生徒とそうでない生徒との間での学習機会の公平性が確保されていないという指摘がある。また、事業実施する場合に生じる極めて多量の事務負担は大きな課題である。 今後も国際教育推進委員会にて策定した「行方市国際教育推進計画」に基づき事業を実施していく。	【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉 ☐拡大(85%以上) ☒継続(75%) ☐改善(50%) ☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下) 本事業は、外国語教育の充実及び、異文化を知り、受け入れ、国際社会で主体的に行動するために、必要と考えられる態度能力を育成することを目的としている。小学生を対象にした「体験型英語学習」には、合計95名の参加があった。令和5年度は、参加対象を4年生にまで広げ、たくさんの児童が楽しく英語を学ぶ機会に触れることができた。中学生を対象とした「中学生異文化体験事業」では、39名の参加があり、日本にいながら異文化を学び、見識を深め、英語学習への意欲向上につながったと、参加者から多数の回答が寄せられている。また、授業では、外国人講師とのオンライン会話を拡充するなど、中学生の英語力の向上が期待される。コロナ禍で実施が見送られている中学生海外派遣研修事業については、現在の国際情勢や経済状況等を鑑みて、十分な検討をすることが必要であろうと考える。

No.	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
5	学校教育課	ICT教育推進事業	74,841	69,930	ICTを活用した「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現を図り、子供たちの学びを保障し、教育におけるDXを推進するとともに、「GIGAスクール構想」の実現を中心として、学校教育の情報化の推進に関する法律、行方市教育大綱、学校教育プランに位置付けられたICT活用を推進している。 新型コロナウイルス感染拡大を契機として国全体でデジタル化が推進されている状況において、本市がデジタル化を進めていく上でも、次世代を担う小中学生及びその育成に携わる教職員がICTを積極的効果的に活用できる環境を継続的に整備していくことは必要不可欠であり、また、将来世代への投資としても本事業の目的内容は十分公益にかなうものである。	ICT機器を今後はどのように恒常的に活用するか、教員の個々のICT活用スキルにより児童生徒の学習内容に差が発生してしまう恐れがある。人的支援の充実を図るとともに、並行して、令和4年度に導入した統合型校務支援システムの効果的な活用を行うことで教員が子供に向き合う時間、自己研鑽する時間を確保し、改善向上のサイクルを推進する。 GIGAスクール運営支援センターや学校DX支援リーダー、ICT支援員の利活用を進め、本市のICT教育にとって、最適な環境整備を進めていく。 また、市立幼稚園や教育支援センターにおいてもインターネット環境を活用したICT教育推進を図っていく。	【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉 ☐拡大(85%以上) ☒継続(75%) ☐改善(50%) ☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下) 本事業は、ICTを活用した誰一人取り残さない、公正で個別最適な学びや協働的な学びの実現を図り、子どもたちの学びを保障するものである。令和2年度より、GIGAスクール構想による児童生徒1人1台の「タブレットPC」を活用しての学習が進められている。 今後は、教職員個々のICT活用スキルにより、児童生徒の学習内容に差が発生しないように、学校DX支援リーダーやICT支援員の利活用を進め、充実した研修内容が重要である。また、学習者用デジタル教科書の導入の増加も考えられるため、インターネット回線などの通信遅延が発生し授業に支障が出ないように、環境整備に一層努めてもらいたい。将来は、このICT教育推進事業が更に進み、教職員の超過勤務が緩和され、子どもたちに向き合う時間や自己研鑽する時間が確保されることを期待したい。これが、ゆとりある魅力的な学校づくりにつながるのではないかなと思う。

No.	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
6	生涯学習課	二十歳のつどい事業	893	1,176	少子化や若者の地元離れが問題となる中で、「新たな価値を創造し、郷土と社会の未来を切り拓く人間」を育成するために、参加者の地域への愛着を強化し、地域社会の活性化につなげる。 実行委員が企画・運営・準備等を行うことで、すべての参加者が二十歳の節目を祝福激励し、また、大人としての自覚を促進させて、責任ある自立した大人として、より良い地域社会の創造に貢献していくことを目的とする。 実行委員会の設置及び会議の開催、二十歳のつどい記念誌の作成、式典の内容や限られた予算の中で実施できる企画を実行委員が考え、アトラクションを実施している。	進学や就職により市外へ転出している若者が多く、いかに行方市の魅力を伝えていき、将来的にも地元と関わっていききたいと思えるPR活動を行っていくことが必要であり、参加者ヘリーフレット等を配布する。 地元との関わり方を考えてもらい、地元での生活や就職を考えるきっかけとする。 若者が地域に親しみを感じ、誇りを持つ契機となるよう、実行委員による式典運営や参加者が主体的に関わるアトラクションの企画を行う。 警備員の増員や適切な配置、警察との連携により、安全に式典が開催されるよう対応を強化する。	【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉 ☐拡大(85%以上) ☒継続(75%) ☐改善(50%) ☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下) 行方市では、高校卒業後は地元を離れて上級学校で学ぶことが恒常化している。「二十歳のつどい」を機に地元へ帰省するようである。このタイミングで地元を懐かしみ、見つめ、行方市の良さを感じて、「地元愛」を醸成させることができる。実行委員が中心となって、自分たちの手作りによる「二十歳のつどい」で参加者に感動を与えることができれば、式典は成功である。参加率は74%であり、関心の高さを物語っている。また、マスコミで取りざたされるような騒ぎにならないように、安全対策に注意し、警察との連携、警備員の適正配置を行ってもらいたい。

No.	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
7	生涯学習課	生涯学習事業	4,109	3,301	地域・学校・家庭が連携し、子育ての孤立を防ぐための支援体制を構築するとともに、基本的な生活習慣の改善（朝食摂取、睡眠時間の確保、むし歯の治療率の向上等）と家庭教育力向上を図るための家庭教育支援を推進することを目的とし、以下の事業を実施する。 「行方ふれあいスタディ」 「訪問型家庭教育支援」 「行方市コミュニティ・スクール」 行方市の子どもの課題「基本的な生活習慣改善推進事業」 「なめがた狂歌」 「水郷美術展覧会」 「親子で学ぶ家庭教育体験事業」	「行方ふれあいスタディ」 地域の人材の確保、講師の高齢化と人材不足が課題であり、ホームページでの募集のほか、県内の大学へ周知している。 「訪問型家庭教育支援」 家庭教育支援員不足により、新しい人材の発掘を行っていく。 「行方市コミュニティ・スクール」 各学校に配置する推進委員や運営協議会委員、並びに地域コーディネーターの人材の確保が課題であり、地域学校協働活動を通して「地域とともにある学校づくり」を目指して、協議を進めていく。 「基本的な生活習慣改善推進事業」 市内の児童、生徒の基本的な生活習慣の改善に向けて、保護者を対象に、PTA連絡協議会と連携して、医師や大学教授を招聘した講演会を実施する。 「なめがた狂歌」 応募者が固定化されてしまっているため、なめがたエリアテレビや市報、小中学校への事業説明など、幅広い広報活動を実施する。 「水郷美術展覧会」 応募者や運営者が高齢化しており、行政を頼らないと展覧会が実施できない状況にあるため、実施内容や実施時期について検討する。	【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉 ☐拡大(85%以上) ☒継続(75%) ☐改善(50%) ☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下) 「行方ふれあいスタディ」は小学4年生から中学3年生までの児童・生徒に対して、自主学習の場を無償で提供している貴重な取組である。講師の人材確保が課題となっているが、継続できるよう努めてほしい。地元出身の大学生が長期休業中に帰省した際に、ボランティア活動の一つとして広報し募集する。終了証の発行と併せて地元の物産をお礼として提供するなど工夫する。 「訪問型家庭教育支援」事業については、保護者の相談窓口として、これからも関係各課と連携して取組を進めてほしい。 「行方市コミュニティ・スクール」は、新しい事業として、保護者や地域の方々に概要や目的などについて丁寧な説明が必要であろう。今後、学校と地域が一体となったより良い学校づくりが進められるように期待したい。 「基本的な生活習慣改善推進事業」は、家庭教育力の向上を目的に行われる事業である。できるだけ多くの保護者に向けて情報を発信できるように、実施内容についてのさらなる工夫改善に取り組んでほしい。 「なめがた狂歌」については、平成20年度より長期間継続して実施してきた事業である。応募者の固定化が課題ということであるが、文化的な活動を継続して実施してきた事業である。応募者の固定化が課題ということで、参加者拡大に向けて広報活動を工夫して、市民の興味・関心を高めてほしい。 「水郷美術展覧会」は、応募者や運営者の高齢化が課題ということであるが、文化的な活動を継続していくためにも、運営方法について、潮来市と連携をとりながら行政ができる支援を検討してほしい。

No.	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
8	生涯学習課	文化財保護費	12,937	16,411	文化財の適正な保存・活用を図るためにはなくてはならない事業である。適正な文化財保護活用事業を進めるため、以下のような取り組みを実施。 ・文化財の調査、活用等について文化財保護審議会を開催 ・埋蔵文化財の所在の確認のため現地踏査や試掘調査 ・市で所有する文化財を適正に整理・分類・保管・集約または管理 ・市で所有する古文書類の目録の作成 ・指定文化財やそれに類する歴史建造物・史跡等の案内板の設置・修繕 ・市内小学生を対象に市の考古遺物を見学できる歴史資料室の運営 ・各旧町地区の郷土文化研究会による郷土誌の発行 ・市民を対象に郷土かるた大会の実施 ・「親子でふれあいなめがためぐり」を改良し、携帯端末やタブレットを使用しゲーム感覚で行方市の史跡や文化財を巡ったり、その結果を夏季休業中の学習教材としたりできるシステムを運用	限られた予算の中で、優先順位を付けながら文化財や文化財案内板の修繕に対応する。 小中学生が興味を持てるように、文化財や歴史を学ぶきっかけづくりを検討する。 専門職員の配置、専門機関への委託又は豊富な知識を持つボランティアの活用により、文化財の適切な保存・今後の活用等について議論を深める。 埋蔵文化財の専門員を配置する。学芸員等の専門職員、調査のための人員を配置する。 郷土誌を含む文化財・歴史資料をデジタル化し、市内学童ひいては一般市民が行方市の歴史や文化財に関心を持てるきっかけづくりとして、上記をより発展させた取り組みを行う。 文化財保存活用地域計画策定のため協議会立ち上げを検討していく。	【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉 ☐拡大(85%以上) ☒継続(75%) ☐改善(50%) ☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下) 本市「行方」は、歴史が古く、「風土記」にも記載がある有形・無形の文化財に恵まれた魅力ある土地である。ここに生まれ育つ私たちが郷土の歴史や文化に触れ、理解するのは意義深いことである。特に、小中学生に行方の歴史や文化を学ばせ、興味・関心を高め、郷土愛を育んでいくのは重要なことである。そのために、タブレットPCを使用し、ゲーム感覚で史跡や文化財を巡ることのできる「親子でふれあいなめがためぐり」を開発した。しかし、利用者数が少ない。市民へどのように周知すべきか、工夫・改善が必要である。 今後は、文化財保存活用地域計画の策定を早期に行い、専門機関への委託や貴重な文化財を整理する専任の職員・古文書が読める専門職員の配置など、体制を整え、充実した事業になるように努めてもらいたい。また、文化財を展示する施設・設備の工夫を図り、一般市民への公開も進めてもらいたい。

No.	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
9	生涯学習課	団体補助事業 (文化協会等)	4,140	4,140	生涯学習の振興・活性化を図るには、多様な学習グループやサークルの育成活動を支援し、学習者の拡充を目指すことが必要であり、学習の成果を活用して、地域づくりの推進役になることが求められている。各社会教育関係団体の目的別、世代別等の多様な活動を支援・育成することを目的とする。 文化協会、ボランティア団体及び青少年育成関係各団体に対し、生涯を通じた自立的な学びを支える環境整備を行うため実績に応じ補助金を交付。助金の適正な交付を図るため、明確な目的意識を持ち活発に活動できるよう指導助言を行う。 事業補助、団体補助を通して、社会教育の振興と団体の育成を図る。コロナ禍で縮小してしまった事業を、新規事業の開拓と合わせて回復させていく。	<文化協会> 各団体から会員費を徴収し、事務局経費に100%充てている。市民文化祭などの事業運営には、会費の一部と市補助金で運営している。また、会員の高齢化及び減少等が進んでいる。社会教育施設の使用料見直しによる、個人負担の増額が課題である。自走に向けて徐々に動きがあるため、運営等についても指導助言を行い優良団体へ導く。 <子ども会育成連絡協議会> 事務局を5年を目途に外部(NPO等)へ移行することを提案・検討する。子ども会の合併等についても協議議題とする。 <青少年育成行方市民会議> 事務局を5年を目途に外部(NPO等)へ移行することを提案・検討する。また、地域奉仕に基づき事業計画の指導及び会議を実施し、事業内容の浸透及び明確化を行う。 <各団体共通> 社会教育施設の使用料見直しを受けて、市補助団体の減免の精査を実施し、受益者負担の原則に基づき、使用料の徴収を実施する。	【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉 ☐拡大(85%以上) ☐継続(75%) ☒改善(50%) ☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下) 各団体に適切な補助金を交付し、多様な学習グループやサークルの育成活動を支援し、学習者の拡充を目指すことは、生涯学習の振興・活性の点から見ても意義深いものである。文化協会は、団体数150を超える大きな組織であるが、令和3年度より補助金が減額された。そのために、年間会員費を増額して活動を維持できる取組を実施している。問題点としては、公民館施設などの使用料の見直しである。学習グループによっては、会員数が増え、広い場所での活動を余儀なくされ、これにより施設使用料が今までの2倍以上になり個人負担が増額したことである。是非、この問題点について検討してもらいたい。 子ども会、市民会議は、今後、事務局が5年を目途に外部(NPO等)へ移行することを検討するということがある。少子化による子ども会会員数の減少や地域活動の見直しなどを考えれば、妥当のことと思われる。

No.	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
10	公民館	公民館運営事業	2,049	1,983	社会その他一定区域内の住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、市民の生きがいの促進と生涯にわたって学ぶ機会の提供により、住民の教養の向上、健康の増進、情操の鈍化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 市民の生涯学習の意欲の活性化となるよう、ニーズに応じた公民館講座の開催を継続して行っていく。市全体として、市内の子供たちの豊かな芸術的感性を磨き、技術の向上を育むため、芸術作品に親しむ機会として、書初め大会、輝く未来展を継続していく。	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により公民館施設の会議室等の利用人数の制限が撤廃されたため、幅広い世代の多くの市民に活用していただくよう、公民館施設内の図書室の利用も含め、コロナ禍前の利用人数を回復していく。 市民の多様な生活スタイルの中から市民がより必要と考える生活課題を拾い出し、市民ニーズにあった講座の開設につとめ、学習意欲の向上を図るとともに地域住民の交流及び親睦を深め、生きがいを支援する。 令和4年12月にリニューアルしたホームページの内容の充実を図り、また利用者の利便性を向上させる。 図書室の利用について、蔵書の見直しを行い市立図書館との連携を図り、蔵書の充実を図る。また、各図書室の特色を作り、広報誌やホームページにおいてPRしていく。	【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉 ☐拡大(85%以上) ☒継続(75%) ☐改善(50%) ☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下) 公民館活動は、地域の社会教育の拠点として、市民の交流の場、生きがいを支援する場として大切なものである。令和5年度の公民館講座は、麻生公民館、北浦公民館、玉造公民館それぞれに、幅広い世代が参加できるように内容と開催日の検討をし、市民ニーズにあった各種講座を実施した。受講者数は、前年度より大幅に増加している。また、令和4年12月にリニューアルしたホームページの内容の充実を図り、利用者の利便性を向上させる取組を行った。今後も、市民の生涯学習の意欲の活性化を図れるように、ニーズに応じた公民館講座の開設に努め、市民が集い楽しめる場となってほしい。

No.	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
11	図書館	図書館運営費	21,691	21,262	図書館資料を収集、整理、保存し市民の読書や学習等、多様なニーズに適したサービスを提供して、生涯学習の拠点として充実を図る。 ○図書館資料収集と貸出業務、図書館外施設への配本業務、乳幼児から大人までを対象に各種事業（講座）の実施。 ○並行読書をR5年度から全小学校を対象に実施開始 ○令和5年度末の蔵書数は、市立図書館82,547点、北浦公民館図書室24,748点、麻生公民館図書室が23,354点 ○一般及び児童図書・雑誌・AV資料合計で3,969点を購入 ○事業（講座）絵本等の読み聞かせ活動や、文化的な潤いのある生活を営むための事業	貸出数はコロナ前と同程度となったが、利用者が少ない状況にあるため、以下のように進める。 ・利用者増につながる資料収集（各種文学賞受賞作品又は映画の原作本など）の実施。 ・来館者増につながるイベント（夏休みイベント、除籍本配布会など）の実施。 ・HPにて児童室や学習室の利用促進の広報。 ・令和6年度は、寄付金活用事業により公民館図書室に図書・DVDを購入する。	【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉 ☐拡大(85%以上) ☒継続(75%) ☐改善(50%) ☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下) 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もなくなり、計画通りの事業が進められていた。市内の小中学校、学童保育施設、子育て広場への配本は、100%実施できた。特に、全小学校に並行読書配本を行って、児童が教科書教材から興味・関心を広げるように手助けしているのは素晴らしい。また、図書館主催のイベントも充実していたようで、子ども読書マラソン、読み聞かせ講座、夏休みイベント、文学散歩、読書感想文コンクールなど、楽しい魅力ある機会が提供できていた。 今後は、ホームページなどで図書館の事業を更にPRし、新刊本紹介や学習室の利用など、多様なニーズに適したサービスの提供を図ってもらいたい。更なる効率的な図書館運営と利用者へのサービス向上に期待したい。

No.	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
12	スポーツ推進室	団体補助事業 (スポーツ協会)	5,640	5,640	広く市民の各層にわたり、スポーツ・レクリエーションの普及発展に努め、体力向上とスポーツマン精神を養い、健康にして明朗なる行方市民の育成を図ることを目的とする。 各専門部ごとに、幅広い世代を対象としたスポーツ大会の開催や子どもたち向けのスポーツ教室を毎年度開催している。 スポーツ指導者の育成と資質向上を目的として、講習会を実施するとともに、大会で優秀な成績を収めた個人・団体や指導者、功労者の表彰を行っている。 令和3年度予算より、「行方市補助金等交付規則」に準じ、補助金額を補助対象経費の1/2限度とし、対象外経費を明確する等、補助金額の見直しを行った。 令和5年度の加盟団体は11専門部(バレーボール、卓球、柔道、ハンドボール、バドミントン、ソフトテニス、テニス、ソフトボール、剣道、ウエイトリフティング、セーリング)となっている。	NP0法人行方市スポーツ協会の設立に伴い、各団体の助成金の見直しを行った。スポーツ協会が受託業務等の収益事業により自主運営をしていくことが望ましいことから、自主運営の意識を高めるために、各団体と連携を図っていく。各団体の活動や大会等の情報発信を行い、地域スポーツ活動の活性化を図る。スポーツ協会で運営費を生み出すための受託業務や寄付金等について検討するとともに、スポーツ協会に加盟していない団体に対し、入会の呼びかけを継続して行う。	【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉 ☐拡大(85%以上) ☒継続(75%) ☐改善(50%) ☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下) スポーツ協会設立に伴い、体育協会加盟団体27団体がスポーツ協会への加盟が12団体となった。協会の支出基準による事業費の算出で、団体への助成金が減少するのであれば、加算できる方策を模索して増額することも検討すべきと考える。 今後は、スポーツ協会は、協会に属せずに自主活動する団体を掌握し、指導者講習会等への参加を促し、活動を側面から支援する。また、団体の活動において不適切な事案(暴力や暴言)が発生しないように見守ることが必要である。 各団体において、会員の固定化や会員数の減少が課題であるが、各団体で会員募集の事業を合同で行う、あるいは会員募集期間を設定するなどの工夫を行い、これをサポートしていく必要がある。

No.	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
13	スポーツ推進室	団体補助事業 (スポーツ少年団)	2,432	2,432	スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年のスポーツ振興、心身の健全な育成に資することを目的とする。 スポーツ少年団は、子どもたちが自由時間に、地域社会で幅広いスポーツ活動を行う集団であり、スポーツをはじめとする様々な活動を通じて、生涯にわたってスポーツを楽しむ習慣や仲間との連携や友情、協調性等の社会性を育んでいる。 自主運営について意識改革を進め、各連盟の大会や教室の開催にあたり、準備も含めて、自主的かつ主体的に運営する体制が整っている。 令和元年度より市内中学生の練習時間の確保、技能向上を図るため、スポーツ少年団での中学生受け入れを行っている。また、令和3年度から特定非営利活動法人行方市スポーツ協会に市スポーツ少年団の事務を委託し、自主運営を行っており、受益者負担の原則に基づき、スポーツ少年団の使用料減免規定を見直した。	少子化をはじめ、民間スポーツクラブや習い事の多様化が進み、スポーツ少年団に属さない子どもが増えていることや、ゲームやスマホの普及によるスポーツ離れ等の理由から団員数が減少傾向にある。種目によっては、子どもたちが集まらないため、単位団の活動休止や統合が進んでいる。 市報や市スポーツ協会HPで各単位団の活動紹介や大会結果の掲載、市内小中学校への募集チラシにより情報発信を強化する。 中学校部活動の地域移行において、スポーツ少年団指導者の活用が期待されており、スポーツ少年団の中学生受け入れを推進する。 スポーツ少年団主催で各種講習会を開催し、各単位団の指導者の資質向上を図る。	【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉 ☐拡大(85%以上) ☒継続(75%) ☐改善(50%) ☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下) 行方市のスポーツ振興とは、小学生で好きなスポーツに出会うことであり、その競技を楽しむことである。それと同時にトップアスリートの発掘並びに育成を行うことも大事である。そのためには、団体の健全な運営と指導者の資質向上が大切である。団体競技の場合、個人の技術並びにチーム力の向上が重要である。 今後は、団体ごとの自主運営についての意識改革を図り、各競技での大会や教室の開催を自主的かつ主体的に運営できる体制を確立したい。そのために、団体の運営費および大会や教室の開催等への補助金を適正に支出し、合わせて各団体が利用する体育施設の使用料の大幅な減免措置を検討してもらいたい。 小学生・中学生・高校生・社会人と切れ間なく継続して競技を続けることで、地域スポーツとして根づいてほしい。そのような競技への支援は地域全体で支えていくことが望ましい。

No	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
14	スポーツ推進室	社会体育振興事業	4,662	3,356	行方市スポーツ推進計画の基本理念である「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会」の実現と、基本方針「スポーツを通じた人と人とのつながりと交流の推進」を目的とし実施する。 これまでに、行方市民総合スポーツ大会、市民運動会、チャレンジデー事業等のスポーツイベントを開催し、スポーツを通して市民交流を推進してきた。また、夢の教室事業では、市内小学5年生を対象に実績のあるアスリートを夢先生（講師）として迎え、体験を伝える授業を実施している。 地域スポーツ競技の推進及び奨励を図るため、スポーツ大会出場補助金を交付し、県大会や関東大会、全国大会へ出場する選手・団体等の支援を行っている。令和4年度から市民スポーツの高揚、競技意欲の更なる向上を図るため、補助金額を1.5倍に増額した。また、全国大会上位入賞者に対して、優秀選手奨励金を交付している。	ライフスタイルの変化や少子高齢化による競技人口の減少、参加者の固定化等、参加者がなかなか増加しない現状がある。また、小学校の統合により、スポーツ少年団の団数及び団員数が減少しており、それに伴いスポーツレクリエーション等に親しむ機会が減少傾向にある。 今後は、各事業を市ホームページや広報紙で幅広く市民に周知するとともに、学校や関係団体等へ参加を呼びかけることで、子どもから高齢者、障害がある方も含め、スポーツレクリエーションへの参加を促し、様々なスポーツ体験や運動機会を提供するとともに、スポーツを通して魅力あるまちづくりを進めるため、社会人団体や大学等との交流事業を継続して実施する。	市民がスポーツに親しみ交流する機会をつくり、生涯にわたって健康づくりを継続するのは意義深いものである。令和5年度も、高齢者・障害のある人を交えて、幅広い世代を対象に参加できる各種スポーツイベントやスポーツ教室を開催した。また、「夢の教室」として、小学5年生を対象に、バレーボールなどの元プロアスリートの講話を実施した。選手の方や生き方の体験を聞くことで、児童に夢の目標に向けて努力しようとする意識や態度を育むことは、素晴らしいと思われる。是非、本事業は継続してほしい。 今後は、ライフスタイルの変化や少子高齢化による競技人口の減少、参加者の固定化などの課題もあるが、このようなスポーツイベントの企画運営を継続し、世代を超えた人と人との「交流」の場としての推進に努めてもらいたい。「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことのできる、生涯スポーツの実現を期待したい。

No.	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
15	学校教育課	学校施設管理費 (小学校)	67,624	55,880	学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため「行方市学校施設長寿命化個別計画」を平成31年3月に策定し、予防保全による安全な施設環境を整備を行い、事故防止に努めている。 ・小学校施設に係る消防設備、電気設備の保守管理及び各種法定点検の実施 ・機械設備、空調設備および浄化槽の保守点検 ・校舎躯体の保守管理（特殊建築物定期検査・打診検査を含む）および校地の緑化管理業務 ・その他施設管理に係る保守点検等	全ての小学校において長寿命化計画を策定しており、計画に沿って今後のメンテナンスを実施していく。 麻生小学校が築48年となり老朽化が著しい。大規模改修を行っているが、新設の学校と比較すると教育環境の差が歴然である。また、空調機設備等の経年劣化が各校において見受けられる。 令和6年度に全校で実施する定期調査の結果を踏まえ、安心・安全な教育施設であり続けるために、優先順位を付けて適宜修繕を行っていく。	【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉 ☐拡大(85%以上) ☒継続(75%) ☐改善(50%) ☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下) 学校施設は、子どもたちの学ぶ場として、安心・安全・快適な場所であればならない。空調機設備等の経年劣化が各校において見受けられるという。近年の温暖化により、空調機設備はなくてはならないものである。日々の点検やメンテナンスをしっかりと実施し、必要があれば早めの修繕を行い、児童が安全に安心して学習できる環境を整備していただきたい。

No.	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
16	学校教育課	学校施設管理費 (中学校)	75,697	173,203	学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため「行方市学校施設長寿命化個別計画」を平成31年3月に策定し、予防保全による安全な施設環境を整備を行い、事故防止に努めている。 ・中学校施設に係る消防設備、電気設備の保守管理及び各種法定点検の実施 ・機械設備、空調設備および浄化槽の保守点検 ・校舎躯体の保守管理（特殊建築物定期検査・打診検査を含む）および校地の緑化管理業務 ・その他施設管理に係る保守点検等	全ての中学校において長寿命化計画を策定しており、計画に沿って今後のメンテナンスを実施していく。 3校とも建築年度が新しいが、年度ごとに修繕箇所が増えている。また、外壁タイルを多用している校舎が多く、経年劣化による剥離（落下）が発生している。 令和6年度に全校で実施する定期調査の結果を踏まえ、安心・安全な教育施設であり続けるために、優先順位を付けて適宜修繕を行っている。	【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉 ☐拡大(85%以上) ☒継続(75%) ☐改善(50%) ☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下) 小学校施設と同様に、中学校施設の各種法定点検の実施及び消防設備や電気設備の保守管理には相当な維持管理費がかかるので十分な予算立てをしていく必要がある。特に、空調設備と浄化槽の保守点検と緊急修繕への素早い対応が必要である。近年の5月から10月の猛暑・酷暑には空調設備の活用頻度は増加しており、十分な予算立てが重要である。 生徒の使用する校内の保守管理が重要で、安心・安全な環境の維持に心掛けてもらいたい。

No.	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
17	学校教育課	幼稚園施設管理費	11,478	11,029	学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため「行方市学校施設長寿命化個別計画」を平成31年3月に策定し、予防保全による安全な施設環境を整備をおこない、事故防止に努めている。 ・幼稚園施設に係る消防設備、電気設備の保守管理及び各種法定点検の実施 ・機械設備、空調設備および浄化槽の保守点検 ・校舎躯体の保守管理および校地の緑化管理業務 ・その他施設管理に係る保守点検等	公立幼稚園適正配置検討委員会の方針により休園となる要素がある中で、既存施設の修繕をどの程度実施するかが課題となっている。また、園児数の減少に伴い、奉仕作業による園舎保守が困難な状況が見受けられる。 当面の間は幼稚園3園体制を基本として、関係機関との連絡調整を密に行い、特色を生かした幼児教育の実現に向けて、安心安全に取り組むことのできる教育施設としてあり続けるよう管理していく。	【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉 ☐拡大(85%以上) ☒継続(75%) ☐改善(50%) ☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下) 公立幼稚園への入園児が減少する中であるが、住民の多様なニーズを考慮し公立の受け皿を残していくことは必要だと思われる。公立幼稚園適正配置検討委員会の方針により、休園となる園がでることから、既存施設の修繕をどの程度実施するかが課題となっている。施設の管理・修繕については、在園児の活動において、安心、安全を最優先に、園経営に支障のないことを前提として進めてほしい。

No.	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
18	学校給食センター	給食センター運営事業	324,665	287,733	学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を、安全安心に提供することを目的として実施し、地産地消の取り組み、食育の取り組みを進めている。また、児童・生徒数の推移、食数の見込み等を算出し、既存施設の改修・設備更新と統合移転の場合のコストを比較し、給食センターの統廃合に向けて検討を進めており、現在の施設の管理については、厨房・機器等専門の技師による点検を行い、長寿命化を鑑みながら計画的に修繕を行う。また、継続的に栄養管理や衛生管理を進める。令和6年度に調理・配送業務がそれぞれ契約更新となるが、一層のコスト管理や効率的な施設修繕を引き続き行うことで、次の施設更新へつなげていく。	現在の両センター施設の修繕等については、長寿命化のためにも継続していかなければならない。また、給食センターの施設の構造別(鉄骨造)の耐久年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(財務省)等を参照すると、一般的に40年程度とされているが、学校給食調理場は他の施設と異なり、調理場の蒸気や大量の水を使用することから、同じ構造上の施設に比べ耐用年数が20～30年と短くなる。 行方市の両センターについても開設時から20年以上が経過していることから、現在の施設管理と平行しながら、概ね10年を目安に「食物アレルギー対応の専門調理室」を完備した施設の更新について進めていく。将来的に児童・生徒の人数(給食人員)の減少に鑑み、委託業務量などについても調査を行うなど、給食センターの統廃合を視野に入れた経費の効率化を図り、より効果的な運営方法を検討する。	学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、栄養バランスのとれた豊かな食事を安心安全に提供する大切なものである。本市では、2つの給食センターより各学校へと給食を提供しているが、両センターとも築年数が開設時から20年以上経過している。そのために、調理器具や施設内配管の故障箇所が増加傾向にあり、耐用年数を考えると更新すべき時期にきているようである。また、毎月の献立の中で積極的に市内地場産物を活用して調理しているのは、児童生徒にとって、地域理解や郷土愛を育むことのできるものである。栄養教諭の学校訪問による栄養指導・給食便り・ハッピーランチなど、工夫した食育指導も実施している。 今後は、常に施設・設備の点検を行い、迅速に計画的な修繕を進め、更なる長寿命化を図ってみたい。そして、食材の点検や施設の衛生面に十分配慮しながら安心安全な運営事業に努め、何より大切な児童生徒が笑顔で過ごせる時間の継続を期待したい。

【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉
☐拡大(85%以上) ☒継続(75%) ☐改善(50%)
☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下)

No.	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
19	生涯学習課	文化会館維持 管理事業	21,595	371,010	地域文化の交流拠点として、平成6年3月に建築。以降、継続して施設及び付属設備の維持管理、改修を実施している。建築基準法の改正（平成26年4月施行）によりホール天井が既存不適格となっているため、天井の耐震化を含む施設大規模改修を行い基準を満たした。大規模改修工事が終了し施設の長寿命化を図ることで、市民が恒久的に文化・芸術を楽しむことができる場として後世につなげていく。 自主事業として、芸術鑑賞教室、ジュニアハイスクールコンサートなどを実施している。貸館事業としては、民間企業や市民団体による会議・講演会などのほか、市民の自主的なサークル活動などに利用されている。	芸術鑑賞教室及び一般向け自主事業の内容検討及び予算確保、料金改定に伴う利用者数の減少への対応、大規模改修対象外の備品（マイク、予備用照明器具）等の劣化などが課題となっている。 今後は、市文化協会等との協議を実施し、ニーズに沿った内容を検討するとともに、自主事業等（一般市民向け・幼小中学校芸術鑑賞教室）の予算の確保を行っていく。また、HP及びダイレクトメールの発送などにより、利用促進を図っていく。	【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉 ☐拡大(85%以上) ☒継続(75%) ☐改善(50%) ☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下) 文化会館は、地域文化の交流として、市民の芸術文化及び教育振興の場として、後世につなげていく大切なものである。現在、大規模改修工事が終了し、令和6年1月より通常会館が可能となった。 今後は、この素晴らしい施設を市民が長く活用できるように、適切な維持管理及び施設長寿命化に努めてもらいたい。また、利用促進のための工夫したホームページやPRを立ち上げ、大いに利用が増えることを期待したい。

No.	担当課	事業名	R6予算 (千円)	R5予算 (千円)	担当者からの説明	課題、対応策、今後の進め方 (担当課)	教育行政評価委員の意見
20	スポーツ推進室	体育施設管理事業	92,706	109,611	市民のスポーツ及びレクリエーション、その他社会教育の振興を図ることを目的に、各施設において、市民のスポーツニーズに対応した効果的な配置や設備の充実を図るとともに、修繕計画等を作成し、施設の長寿命化を図りながら、維持管理を行っている。 体育施設管理は、本市のスポーツ振興のために必要な事業であり、今後も、老朽化した施設の修繕や設備の更新を計画的に進めながら維持管理を行い、スポーツ環境の充実を図っていく。また、統廃合による効率化や経費削減、利用料の適正な値上げを行い、受益者負担率の向上を図っていく。	記録的な猛暑により、屋内で発生する熱中症事故が大きな問題となっている。そこで、体育館に設置できる最適な空調設備(業務用エアコン)の種類を調査する。送風によりスポーツに影響がある方式もあるので、スポーツ協会の専門部の意見も聴取する。 そのほか、市個別施設計画に基づき、必要な改修、設備の更新を行い、施設の長寿命化を図る。 施設稼働率の向上を図るため、予約管理システムを導入し、空き状況を可視化するとともに、施設やスポーツ活動に関する情報発信を強化する。 広域利用に関する協定(5市町(行方市、石岡市、小美玉市、茨城町、かすみがうら市)市内料金扱い)について周知し、近隣市の利用者を獲得する。	【今後の方向性】〈必要性・有効性・効率性・達成度〉 ☐拡大(85%以上) ☒継続(75%) ☐改善(50%) ☐縮小(25%) ☐完了・休廃止(15%以下) 市民が身近にスポーツに親しみ、競技水準の向上を図ることができように、スポーツ施設の整備や、運用の改善に努めることは必要なことである。市民サービスの向上、社会体育施設の効率的な利用、事務の効率化を図るため、オンラインで施設予約・空き状況を確認できるサービス「施設予約システム」を導入・運用される予定である。時間を問わずにオンラインで上で予約が可能になることで、利便性の向上につながっていくと思われる。猛暑による屋内での熱中症事故が大きな問題になっているが、麻生運動場体育館への空調設備設置を求める要望書が提出された。利用者が安全かつ快適に利用できるよう、早期に設置されることを期待する。広域利用に関する協定により近隣市の利用者を獲得したり、スポーツ合宿の誘致を推進したりするなどの活動も進めており、今後も継続していくことで施設稼働率の向上につながっていくと思われる。今後も、老朽化した施設の修繕や設備の更新を計画的に進めながら、維持管理を行い、スポーツ環境の充実を図っていただきたい。

評価及び意見のまとめ

私たちの住む行方市は、豊かな自然と肥沃な大地に恵まれ、歴史と文化を尊重し育みながら、社会の変化に柔軟に対応して歩んできました。しかし、少子高齢化や物価高騰などに起因する厳しい財政状況の中、急速な社会的変化とともに、市民のライフスタイルや価値観も多様化するなど、私たちを取り巻く環境も大きく変化してきています。

社会情勢の変化や教育ニーズの多様化などにより、教育をめぐる様々な課題が顕在化している中、その中核を担う教育委員会においては、これまで以上に学校や家庭、地域、企業などと一体となった取組が求められています。

令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類相当から5類に変更される中で、引き続き感染症対策を行う一方、社会経済活動や学習活動を再開させ、その両立に取り組んできました。

学校教育分野においては、全児童生徒向けに導入した1人1台端末を引き続き活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実など、教育の質の向上が図られていました。また、国際教育推進事業において海外派遣研修事業は実施が見送られましたが、その代替として中学生の「異文化体験研修事業」や小学生の「体験型英語学習事業」が行われ、国際化が進む社会において多文化共生、自己の確立、発信など主体的に行動できる人材の育成が図られていました。

一方、生涯学習分野においては、市民が安心して生涯学習や地域活動に参加できる環境の整備や生涯スポーツ、文化活動の推進に努めていました。例えば、公民館運営事業においては市内3公民館とも講座数が増え、受講者数も前年度の2倍以上となるなど、地域の社会教育の拠点として、市民の交流の場、生きがいづくりとなるように支援していました。しかし、多くの文化財に恵まれた本市において、行方市の歴史・文化を一般市民にも公開する機会があまりないことは残念なことと思います。是非、文化財の効果的な保存、活用の整備をお願いしたいところです。また、各事業に対する市民の理解を得られるように、なめがたエリアテレビなどのあらゆる媒体を用いて効率的、効果的な周知を展開しているところです。大規模改修を実施した行方市文化会館においても、地域文化の交流拠点として市民の芸術文化及び教育振興の場を提供できるように利活用の促進を図ることが望まれます。

今後とも、この点検・評価の結果を踏まえ、本市の教育を担う責務を十分に認識し、常に教育行政の根本に立ち返り、社会情勢や新たな教育ニーズに応じた効果的な施策の展開に努め、全ての人が「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶことのできる質の高い教育環境の整備に向け、より一層の事業改善を図りながら教育行政を推進されることを求めるものです。

令和6年11月

行方市教育行政評価委員会